

東かがわ市ワクワク子育て応援事業

(妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)

東かがわ市では、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦支援給付金を支給することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援として東かがわ市ワクワク子育て応援事業(妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業)を実施します。

妊婦支給対象者

- 1回目 : 1. 令和7年4月1日時点で妊娠中で、令和7年3月31日までに出産応援ギフトの申請がお済みでない妊婦。
2. 令和7年4月1日以降に妊娠届出をし、妊婦給付認定の申請をした妊婦の方(流産・死産等の場合も支給の対象になります。)
- 2回目 : 東かがわ市で妊婦給付認定を受け、令和7年4月1日以降に出生した児の産婦。(流産・死産・人工妊娠中絶で出産に至らなかった方も対象になります。こども家庭課(0879-26-1229)までご連絡ください。)

※申請日に東かがわ市に住民票のある方が対象です。

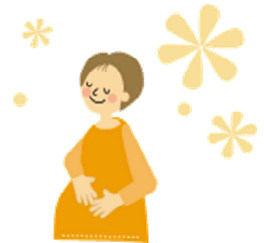
※他市町村で妊婦給付認定を受けておられる方が東かがわ市に転入された場合は、改めて東かがわ市の妊婦給付認定を受ける必要があります。なお、1回目の給付を他市町村ですでに受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。

※妊婦給付認定にかかる「妊娠」は、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって「妊娠」と定義しています。

妊婦支援支給額

- 1回目 妊婦給付認定後 妊娠1回につき 5万円
○2回目 妊娠しているこどもの人数の届出後 子ども1人につき 5万円

(※電子ポイントを希望する場合は、それぞれ5万円相当のポイント)



支給方法

妊娠届出時とこにちは赤ちゃん訪問時に、それぞれアンケートの記入と面談後に、申請(現金支給と電子ポイント支給の選択制)していただきます。現金支給を希望の場合は、申請後に妊婦給付認定及び給付決定し指定口座に振り込みます。電子ポイント希望の場合は、ポイントの支給を受けるためのID及びパスワードを付与します。ログイン後に市が承認すればポイントが支給されます。

妊婦等包括支援事業

妊娠期

出産

産後

育児期

妊娠届出時

妊娠8か月頃

こにちは赤ちゃん訪問時
(産後1~2か月頃)

継続的な支援
と情報発信

妊娠届出時に面談します。出産に向けて、不安なことを解消し、出産への見通しを立てましょう。

妊娠中の方へ
アンケートを
送付します。

保健師が訪問し、産後のお母さんの体調や、赤ちゃんの様子をお伺いします。

- ・家庭訪問
- ・電話相談
- ・来所相談
- ・産後ケア

妊婦支援給付金(1回目)5万円支給

希望者に電話相談・面談

妊婦支援給付金(2回目)
妊娠している子どもの人数×5万円支給

申請に必要なもの

妊婦支援給付1回目(妊娠届出時)

妊婦支援給付2回目(赤ちゃん訪問時)

- ☐ 申請・請求者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等)
- ☐ 口座が確認できる書類の写し(コピー) 通帳(見開き1枚目)やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
- ☐ 印鑑 (*電子ポイント希望の場合は本人確認書類のみ必要です。)

※後日、郵送申請となる場合は、上記の書類のほか、申請書及び請求書、本人確認ができる書類の写し(コピー)の添付が必要です。



【問合・申請先】〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1

東かがわ市 こども家庭課 母子保健グループ TEL 0879-26-1229 FAX 0879-26-1209

R7.4月作成